

開会 午前 9時00分

#### 臨時会開会（開議）の宣告

議長（宮下光晴君） おはようございます。定刻となりました。ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成22年第3回麻績村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の説明

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。事務局長より、配布資料の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

#### [ 事務局長説明 ]

#### 会議録署名議員の指名

議長（宮下光晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、

3番 若林 今朝路 議員、

5番 小山 福績 議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（宮下光晴君） 日程第2 会期の決定について を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。

#### [ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日5月13日、1日限りと決定いたしました。

#### 村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 日程第3 村長あいさつ。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長(高野忠房君) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成22年第3回麻績村臨時議会を開催致しましたところ、議員各位には、何かとご多用のところ、ご参集頂き厚く御礼申し上げます。

さて、新年度に入りまして、早一月半になろうとしておりますが、昨年度からの繰越事業を含め、新年度事業も概ね順調にスタートしております。

平成22年度は、当初予算説明で申し上げましたように、将来を見据えた村づくり事業に、重点をおいて進めることとしており、小学校の特別支援教室、保育園の延長保育、光ブロードバンド事業の見直しと事業着手、観光事業の見直し、テレビの地上デジタル対応、農業施策の見直し、筑北村とは友好連携、など、早急の対応の必要なものから、着手致しました。

しかし、国の細部方針決定の遅れや、事前準備が長引き、いまだ着手できない事業もございますが、早期に目に見える形にして参る所存であります。

今後も、引き続き将来の厳しい財政運営を想定し、健全財政を堅持しつつ、計画的に事業を推進し、村民皆様が誇りを持ち、安心して暮らせる福祉村の建設に邁進して行く所存でございます。

本臨時議会では、一般会計他の補正予算専決処分の承認、税条例改正の専決処分の承認、及び、工事請負契約の締結などの議案を上程させていただきますが、宜しくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。

承認第1号から承認第4号及び議案第1号までの一括上程

議長(宮下光晴君) 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度麻績村一般会計補正予算(第8号))。 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度麻績村国民健康保険特別

会計補正予算（第 6 号）。承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村税条例の一部を改正する条例について）。承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）。議案第 1 号 平成 21 年度麻績村地域情報通信基盤整備事業工事請負契約について。以上、5 議案を一括上程といたします。

#### 暫時休憩宣言

議長（宮下光晴君） ここで暫時休憩し、承認第 1 号から承認第 4 号及び議案第 1 号について、全員協議会にて、議案提出者より詳細説明を聞きたいと思いますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。それでは暫時休憩といたします。委員会室へ移動してください。

・・・暫時休憩・・・

#### 再開

議長（宮下光晴君） 会議を再開いたします。先程、全員協議会の総務課の関係で基金の資料が配布されましたのでご確認願います。

#### 承認第 1 号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度麻績村一般会計補正予算（第 8 号））を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度麻績村一般会計補正予算（第 8 号））の提案理由を申し上げます。平成 21 年度麻績村一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

その主な内容についてご説明申し上げます。

歳入については、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、県支出金、繰入金、諸収入の確定額の補正を行いました。

歳出については、

総務費では地域情報通信基盤整備調査委託料の不用額、マレットゴルフ場公衆トイレ整備工事の不用額

民生費では国民健康保険費の財源組替、心身障害者福祉費の不用額

商工費では別荘地管理費、公園管理費の不用額

消防費では防犯灯設置補助金の不足額

諸支出金では将来の財政負担の軽減を図り健全な財政運営を行なっていくために、財政調整基金、減債基金、観光事業振興基金、情報通信施設整備基金への積立を行なったものであります。

補正額は、108,709千円の増額であります。

また、繰越明許費については3月の定例議会で繰越明許を行ないましたが、その後、総務費、民生費、教育費において21年度内に諸般の事情により事業完了できない見通しの案件が3件ありますので、繰越明許費の補正を行なったものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。補足説明がありましたら、行ってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは質疑に入ります。承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、承認第1号は原案のとおり可決いたしました。

承認第2号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。 高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算 第6号）の提案理由を申し上げます。

平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

歳入については、国民健康保険税の減収による減額、国県支出金の確定額及び療養給付費交付金、共同事業交付金の確定額を補正計上しました。

歳出については、保険給付費で一般被保険者療養給付費、高額療養費の確定による不用額の減額をまた、老人保健医療費拠出金、介護納付金、高額療養費共同事業医療費拠出金、保険財政安定化事業拠出金においては交付金の確定による財源組替を、保健事業費では、特定健康診査等事業費の確定による減額を行い、今後の国保特別会計の安定のための支払準備基金への積立を行いました。また本年度事業費確定及び国県支出金、及び交付金の確定により一般会計からの繰入金を清算の結果戻すこととし、さらに歳出の余剰金を予備費に計上いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。補足説明がありましたら、行ってください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） それでは質疑に入ります。承認第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、承認第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。  
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、承認第2号は原案のとおり可決いたしました。

承認第3号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

村長（高野忠房君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

地方税法の一部を改正する法律及び関連する政令並びに省令が3月31日公布されたことに伴い本条例においては、個人住民税における扶養控除の見直し、法人税の非課税措置等の適用期限の延長、固定資産税は課税標準の特例措置等の延長と廃止、地方のたばこ税率の引き上げ等、税制改正に伴う条例の一部改正を行なうものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。  
補足説明がありましたら、行ってください。

[発言する者なし]

議長（宮下光晴君） それでは質疑に入ります。  
承認第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

議長（宮下光晴君） 質疑を終了し、討論を行います。

6番 宮下聡議員。

6番（宮下聡君） 国の税制改正ということで打ち出されたわけですが、子ども手当については扶養控除廃止ということ。高校の実質無償化については住民扶養控除の上乗せ部分の所得税住民税の廃止。こういったことの中でこの法改正が行われるわけですが、アメとムチという関係で、私は基本的にはこの条例に対して反対という立場です。よろしくお願いします。

議長（宮下光晴君） 他に討論はありませんか。

[発言する者なし]

議長（宮下光晴君） これで討論を終わります。

承認第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

議長（宮下光晴君） 賛成多数。よって賛成者多数と認め、承認第3号は原案のとおり可決いたしました。

承認第4号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

平成22年度税制改正大綱により、国民健康保険税の医療分賦課限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金分賦課限度額を12万円から13万円に引き上げ、合計賦課限度額を4万円引き上げること、保険税軽減割合7割、5割、2割に係る関係条文の修正及び保険税税率及び税額別表を削除し関係条文に記載するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら、行ってください。

[発言する者なし]

議長（宮下光晴君） それでは質疑に入ります。

承認第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

6番 宮下聡議員。

6番（宮下聡君） 先程も全協の中で言いましたけれども、今回の国保税条例については条文のみという指示が来ているようですが、この形式は先程聞く中では麻績だけという話を聞いたのですが、私はぜひこの条文については別な形でも良いからこれを全く廃止しないできちんと我々にわかりやすい資料として提示していただきたいと思うのですがいかがですか。

住民課長（柳原俊文君）宮下議員の言われる内容につきましては、理解させていただくわけですがけれども麻績村例規集の中につきましては規定どおり別表は削除させていただくということです。また、別表に掲げましたこの表につきましては何かの形で住民の皆様には周知する方法を考えたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（宮下光晴君） それでは、承認第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。  
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、承認第4号は原案のとおり可決いたしました。

議案第1号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第9 議案第1号 平成21年度麻績村地域情報通信基盤整備事業工事請負契約について を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 議案第1号 平成21年度麻績村地域情報通信基盤整備事業工事請負契約について の提案理由を申し上げます。

平成21年度繰越明許費となっております、地域情報通信基盤整備事業について、村内に高速情報通信網の整備を行うものであります。5月11日に入札を行い、5月12日付けで工事請負の仮契約を締結したものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものであります。議決後は、仮契約を本契約に切り替えるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。  
補足説明がありましたら、行ってください。

[発言する者なし]

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。  
議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。  
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（宮下光晴君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は、すべて終了しました。

ここで、村長からあいさつがあります。  
高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

村長（高野忠房君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本日の臨時会におきましては、それぞれ重要な案件をご提案申し上げましたが、細部にわたり、慎重にご審議を頂き、原案通りご承認賜りました。

厚くお礼申し上げます。

また、ご決定頂きました事項に関して、貴重なご意見や、今後に向けてのご提案等頂きましたが、大切に受け止めさせて頂き、事務の遂行に当たって参る所存であります。

議員各位には、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせて頂きます。本日は、誠にありがとうございました。

#### 臨時会閉会宣言

議長（宮下光晴君） 以上で、本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。平成22年第3回麻績村議会臨時会を閉会いたします。大変、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時13分